

《 【出産育児一時金用】健康保険資格喪失証明書の証明願を申請される皆様に 》

この証明願を申請される方は、あらかじめ、下記内容をご覧ください、手続きされるようお願いいたします。

※ジェイティ健康保険組合に加入していた被保険者が退職後6ヶ月以内（1年以上の被保険者期間があった方）に出産した場合、退職前に加入していたジェイティ健康保険組合 もしくは、退職後（現在）に加入している健康保険（国民健康保険、他健保組合、協会けんぽ等）のいずれかを選択し、出産育児一時金申請することができます。

*ジェイティ健保組合を選択した場合

- 出産育児一時金は、50万円（または48.8万円）が支給されます。
ただし、資格喪失しているため、付加給付の支給はありません。
- 出産のため入院するときに、現在加入の健康保険の保険者証とともに、ジェイティ健保組合の『健康保険資格喪失証明書』が必要となります。

*退職後（現在）に加入している健康保険を選択した場合

- 出産育児一時金は、50万円（または48.8万円）が支給されます。
なお、50万円にプラスして付加給付の支給を受けられることがありますので、現在加入している健康保険に確認し、選択してください。

◎ 注意事項

- 1年以上の被保険者期間があったとは、資格喪失日の前日まで継続して1年以上、被保険者であった方になります。（任意継続被保険者、共済組合であった期間は含みません。）
- ジェイティ健保組合は証明願を受理後、資格喪失証明書を発行し、ご記入いただいた【現住所】に送付します。

出産育児一時金用 健康保険資格喪失証明書について、証明をお願いします。

ジェイティ健康保険組合 理事長 殿

令和 年 月 日

※下記欄には、ジェイティ健保組合加入時のことをご記入下さい。

被保険者証 の記号番号	記 号	番 号	
フリガナ			
被保険者氏名			
現住所	〒		連絡先（自宅）
			（ ）

健保受付日付印